

昭和二十五年十二月 中旬 官報目錄

本報 一七六八号
自第一一八七号

凡例

本報に各官署の行下す各記号等は、
公定姓名の上の字は略す、下段は日
付の下の数字は上段は頁数、
頁数の部号外の字組の()内の数字は別の番号

二五三	法律 運送用差押局を開設 運送用差押局を開設 合及び漁業協同組合 業協同組合に対する水産 業協同組合法の適用 の特例に関する法律 一五九 全国漁業管理委員会 法中改正 二五九 外号二	二五八	日本輸出銀行法制 定 大蔵省設置法等 中改正 二五九 国立学校設置法等中 改正 二七〇 特別鑑査復旧臨時措 置法の一部を改正す る法律制定 登録税 法等中改正 二七一 特別鑑査復旧特別会 計法 二七二 米田對日援助物資等 處理特別會計法の一 部を改正する法律制 定 貿易特別會計法 中改正 二七三 食糧管理特別會計法 中改正 二七四 食糧管理特別會計の 歳入不足を補てんす るための一般會計か らする繰入金に關す る法律中改正 二七五 農業共済再保險特別 會計の歳入不足を補 てんするための一般 會計からする繰入金 に關する法律中改正 二七六 郵政事業特別會計の 歳入不足を補てんす るための一般會計か らする繰入金に關す る法律 二七七 水産業協同組合法の 一部を改正する法律 制定 法人税法等中 改正	二七八	国家公務員のための 因習改正に關する法 律中改正 二七九 船員保險法等中改正 二八〇 刑事審判の職務の特例 に關する法律中改 正 二八一 訴訟費用等臨時措置 法の一部を改正する 法律中改正 二八二 所得稅法制定時特別法 令の輸入税を免除 する法律中改正 二八三 砂糖消費稅法中改正 二八四 砂糖消費稅法中改正 二八五 物品稅法中改正 二八六 裁判所法中改正 二八七 民事訴訟法等中改正 二八八 礦業法制定 旧件等 廢止 二八九 礦業法制定 旧件等 廢止 二九〇 礦業法制定 登録稅 法等中改正 二九一 土地整理委員會設置 法制定 礦務局設置 法等中改正 二九二 外國為替特別會計の 資本の増加に充てる ための一般會計から する繰入金に關する 法律制定 外國為替 特別會計法中改正 二九三 鐵馬法中改正 二九四 鐵馬法中改正 二九五 漢字法中改正 二九六 健康保險法中改正 二九七 國家會議員の報酬、旅 費及び手摺等に關す る法律中改正	二九八	特別職の職員との給與 に關する法律中改正 皇太后等大典等の 廢止に關する政令等 廢止 二九九 一般職の職員との給與 に關する法律の一部 を改正する法律制定 國民金融公庫法中 改正 三〇〇 裁判官の報酬等に關 する法律中改正 三〇一 檢察官の俸給等に關 する法律中改正 三〇二 未復員者給與法中改 正 三〇三 毒物及び劇物取締法 制定 毒物取締法 取締法廢止 厚生省 設置法等中改正 三〇四 警察法施行令中改正 三〇五 日本國有鐵道法施行 令中改正 三〇六 檢査特別考試令制 定 旧件廢止 三〇七 中小企業信用保險法 施行令 三〇八 電力管理法施行令等 工業技術府設置法施 行令中改正 三〇九 手電氣燈管裝填檢定 令中改正 三一〇 國家公務員に對する 年支手当の支給に關 する法律の施行に關 する政令	三一一	特別鑑査復旧公債辨 償令制定 特別鑑査 復旧公債登記廢止 閉鎖機關の所有する 在外記名証券等の處 理に關する政令等 三一二 持株株式整理委員會 令中改正 三一三 砂礫消費稅法施行規 則中改正 三一四 揮發油稅法施行規則 中改正 三一五 物品稅法施行規則中 改正 三一六 農地調整法施行令の 一部を改正する政令 三一七 水産資源枯渇防止法 第四條の規定による 補償金の交付の方法 を定める政令 三一八 終端處理事業費等の 支弁に係る事務從 事する職員の新行政 機關別の定数を定め る政令中改正 三一九 日本輸出銀行登記及 檢査審査會等の名稱 及び管轄區域を定め る政令中改正 三二〇 外貨預金等の集中の 臨時措置に關する政 令 三二一 警察予備隊令施行令 中改正 三二二 閉鎖機關令中改正 三二三 特定在外活動團體 關等の引当活動の管 理に關する政令
-----	--	-----	---	-----	---	-----	--	-----	---

●地方財政委員会

- 三三二 自転車競走を行うことのできる市指定 (大牟田市) 三〇三
- 三三三 昭和二十五年地方財政委員会告示第二十号等中改正 三〇三
- 三三四 地方自治法第三百八十九條第一項第二号の固定資産指定 三〇三
- 三三五 昭和二十五年地方財政委員会告示第二十号中改正 三〇三
- 三三六 地方競馬を行うことのできる市指定 (鎌子市) 三〇三
- 三三七 昭和二十五年地方財政委員会告示第二十号中改正 三〇三
- 三三八 地方競馬法第三百九十九條第一項による指定の大規模の発電施設 三〇三
- 三三九 地方自治法第三百九十九條第一項による指定 三〇三
- 三三〇 電線監理委員会 三〇三
- 三三一 無線従事者国家試験及免許規則による定期十二ヶ月(試験施行) 三〇三
- 三三二 無線局用規則による無線局の通信時間割 三〇三
- 三三三 同上による船舶に対する周波数の通報に使用する電波方向 三〇三
- 三三四 同右による電波方向 三〇三
- 三三五 同右による電波方向 三〇三
- 三三六 同右による電波方向 三〇三
- 三三七 同右による電波方向 三〇三
- 三三八 同右による電波方向 三〇三
- 三三九 同右による電波方向 三〇三
- 三四〇 同右による電波方向 三〇三

線方位置定期による無線電台局に関する件

- 三三九 線方位置定期による無線電台局に関する件 一〇七
- 三四〇 無線局の承認 一〇七
- 三四一 無線局の承認 一〇七
- 三四二 無線局の承認 一〇七
- 三四三 無線局の承認 一〇七
- 三四四 無線局の承認 一〇七
- 三四五 無線局の承認 一〇七
- 三四六 無線局の承認 一〇七
- 三四七 無線局の承認 一〇七
- 三四八 無線局の承認 一〇七
- 三四九 無線局の承認 一〇七
- 三五十 無線局の承認 一〇七
- 三五一 無線局の承認 一〇七
- 三五二 無線局の承認 一〇七
- 三五三 無線局の承認 一〇七
- 三五四 無線局の承認 一〇七
- 三五五 無線局の承認 一〇七
- 三五六 無線局の承認 一〇七
- 三五七 無線局の承認 一〇七
- 三五八 無線局の承認 一〇七
- 三五九 無線局の承認 一〇七
- 三六〇 無線局の承認 一〇七

●法務府

- 三六〇 無線電波法による無線局の承認 三〇三
- 三六一 無線電波法による無線局の承認 三〇三
- 三六二 無線電波法による無線局の承認 三〇三
- 三六三 無線電波法による無線局の承認 三〇三
- 三六四 無線電波法による無線局の承認 三〇三
- 三六五 無線電波法による無線局の承認 三〇三
- 三六六 無線電波法による無線局の承認 三〇三
- 三六七 無線電波法による無線局の承認 三〇三
- 三六八 無線電波法による無線局の承認 三〇三
- 三六九 無線電波法による無線局の承認 三〇三
- 三七〇 無線電波法による無線局の承認 三〇三
- 三七一 無線電波法による無線局の承認 三〇三
- 三七二 無線電波法による無線局の承認 三〇三
- 三七三 無線電波法による無線局の承認 三〇三
- 三七四 無線電波法による無線局の承認 三〇三
- 三七五 無線電波法による無線局の承認 三〇三
- 三七六 無線電波法による無線局の承認 三〇三
- 三七七 無線電波法による無線局の承認 三〇三
- 三七八 無線電波法による無線局の承認 三〇三
- 三七九 無線電波法による無線局の承認 三〇三
- 三八〇 無線電波法による無線局の承認 三〇三

●法務府 大蔵省

- 三八一 日本国露露 三〇三
- 三八二 日本国露露 三〇三
- 三八三 日本国露露 三〇三
- 三八四 日本国露露 三〇三
- 三八五 日本国露露 三〇三
- 三八六 日本国露露 三〇三
- 三八七 日本国露露 三〇三
- 三八八 日本国露露 三〇三
- 三八九 日本国露露 三〇三
- 三九〇 日本国露露 三〇三
- 三九一 日本国露露 三〇三
- 三九二 日本国露露 三〇三
- 三九三 日本国露露 三〇三
- 三九四 日本国露露 三〇三
- 三九五 日本国露露 三〇三
- 三九六 日本国露露 三〇三
- 三九七 日本国露露 三〇三
- 三九八 日本国露露 三〇三
- 三九九 日本国露露 三〇三
- 四〇〇 日本国露露 三〇三

●法務府 大蔵省

- 四〇一 日本国露露 三〇三
- 四〇二 日本国露露 三〇三
- 四〇三 日本国露露 三〇三
- 四〇四 日本国露露 三〇三
- 四〇五 日本国露露 三〇三
- 四〇六 日本国露露 三〇三
- 四〇七 日本国露露 三〇三
- 四〇八 日本国露露 三〇三
- 四〇九 日本国露露 三〇三
- 四一〇 日本国露露 三〇三
- 四一一 日本国露露 三〇三
- 四一二 日本国露露 三〇三
- 四一三 日本国露露 三〇三
- 四一四 日本国露露 三〇三
- 四一五 日本国露露 三〇三
- 四一六 日本国露露 三〇三
- 四一七 日本国露露 三〇三
- 四一八 日本国露露 三〇三
- 四一九 日本国露露 三〇三
- 四二〇 日本国露露 三〇三

三三二 志野町大蔵監査五
 三三三 志野町大蔵監査五
 三三四 志野町大蔵監査五
 三三五 志野町大蔵監査五
 三三六 志野町大蔵監査五
 三三七 志野町大蔵監査五
 三三八 志野町大蔵監査五
 三三九 志野町大蔵監査五
 三四〇 志野町大蔵監査五
 三四一 志野町大蔵監査五
 三四二 志野町大蔵監査五
 三四三 志野町大蔵監査五
 三四四 志野町大蔵監査五
 三四五 志野町大蔵監査五
 三四六 志野町大蔵監査五
 三四七 志野町大蔵監査五
 三四八 志野町大蔵監査五
 三四九 志野町大蔵監査五
 三五十 志野町大蔵監査五
 三五一 志野町大蔵監査五
 三五二 志野町大蔵監査五
 三五三 志野町大蔵監査五
 三五四 志野町大蔵監査五
 三五五 志野町大蔵監査五
 三五六 志野町大蔵監査五
 三五七 志野町大蔵監査五
 三五八 志野町大蔵監査五
 三五九 志野町大蔵監査五
 三六〇 志野町大蔵監査五
 三六一 志野町大蔵監査五
 三六二 志野町大蔵監査五
 三六三 志野町大蔵監査五
 三六四 志野町大蔵監査五
 三六五 志野町大蔵監査五
 三六六 志野町大蔵監査五
 三六七 志野町大蔵監査五
 三六八 志野町大蔵監査五
 三六九 志野町大蔵監査五
 三七〇 志野町大蔵監査五
 三七一 志野町大蔵監査五
 三七二 志野町大蔵監査五
 三七三 志野町大蔵監査五
 三七四 志野町大蔵監査五
 三七五 志野町大蔵監査五
 三七六 志野町大蔵監査五
 三七七 志野町大蔵監査五
 三七八 志野町大蔵監査五
 三七九 志野町大蔵監査五
 三八〇 志野町大蔵監査五
 三八一 志野町大蔵監査五
 三八二 志野町大蔵監査五
 三八三 志野町大蔵監査五
 三八四 志野町大蔵監査五
 三八五 志野町大蔵監査五
 三八六 志野町大蔵監査五
 三八七 志野町大蔵監査五
 三八八 志野町大蔵監査五
 三八九 志野町大蔵監査五
 三九〇 志野町大蔵監査五
 三九一 志野町大蔵監査五
 三九二 志野町大蔵監査五
 三九三 志野町大蔵監査五
 三九四 志野町大蔵監査五
 三九五 志野町大蔵監査五
 三九六 志野町大蔵監査五
 三九七 志野町大蔵監査五
 三九八 志野町大蔵監査五
 三九九 志野町大蔵監査五
 四〇〇 志野町大蔵監査五
 四〇一 志野町大蔵監査五
 四〇二 志野町大蔵監査五
 四〇三 志野町大蔵監査五
 四〇四 志野町大蔵監査五
 四〇五 志野町大蔵監査五
 四〇六 志野町大蔵監査五
 四〇七 志野町大蔵監査五
 四〇八 志野町大蔵監査五
 四〇九 志野町大蔵監査五
 四一〇 志野町大蔵監査五
 四一一 志野町大蔵監査五
 四一二 志野町大蔵監査五
 四一三 志野町大蔵監査五
 四一四 志野町大蔵監査五
 四一五 志野町大蔵監査五
 四一六 志野町大蔵監査五
 四一七 志野町大蔵監査五
 四一八 志野町大蔵監査五
 四一九 志野町大蔵監査五
 四二〇 志野町大蔵監査五

一三三三	第九回若手進修班 行たから定期預金の 細目等	四九三	八〇	科学研究所交付金等 取扱規定による研究 機関指定	四〇六	三六一	新大同興健康保険 組合主たる事務所の 所在地変更	三六八	肥料の登録	三六八
一三三三	第五回通信欄編定	四三三	八一	昭和二十六年度科学 研究所補助金等の 交付申請書の提出期 限	四〇六	三二二	いすゞ自動車健康保 険組合主たる事務所 の所在地変更	三六八	昭和二十五年蝦支米 の等級につき主要食 糧検査規格に定める もの外あたりに設 けた五等の設置地域 及び検査規格	三六八
一三三四	第八回三和銀行三 顧定期預金の細目等	四三三	一一〇	文化財保護委員会 史跡出張分庫跡を 管理すべきもの指定	四〇六	三二二	東京海上健康保険組 合主たる事務所の所 在地変更	三六八	神奈川県における鹿 の捕獲禁止区域改正 による検査所を定める 告示改正	三六八
一三三五	砂糖の一包製造と の斤数を指定する告 示廃止	四三三	一一一	厚生省 昭和十五年三月厚 生省告示第七十二号 中改正	四〇六	三二二	鹿区電報健康保険組 合主たる事務所の所 在地変更	三六八	臥区入肌規程一部変 更の認可(瑞玉親) 同右(長崎縣) 同右(栃木縣)	三六八
一三三六	揮発油税法施行規 則第二條による価格 指定の告示廃止	四三三	一一二	あん摩はり、きし う、柔道整復等營業 法等に規定する養成 施設の認定	四〇六	三二二	四国電報健康保険組 合主たる事務所の所 在地変更	三六八	昭和二十五年直いん げん申、長うすら等 の等級につき主要食 糧検査規格に定める もの外あたりに設 けた四等の設置地域 及び検査規格	三六八
一三三七	物品税法施行規則 第二十六條第八号に 告示中改正	四三三	一一三	基礎中改正 ベシリン基準設定 旧件廃止 ジレドロストレプト マイシン基準 クロラムフェニコー ル基準	四〇六	三二二	連合国軍要員健康保 険組合主たる事務所 の所在地変更	三六八	第二回職師師団家試 驗施行規則	三六八
一三三八	連合國財務管理人 解任	四三三	一一四	基礎中改正 ベシリン基準設定 旧件廃止 ジレドロストレプト マイシン基準 クロラムフェニコー ル基準	四〇六	三二二	連合国軍要員健康保 険組合主たる事務所 の所在地変更	三六八	自作農創設特別措置 法に規定する買収又 は使用予定地域指定	三六八
一三三九	金融機關の金利の 最高限度を定める告 示中改正	四三三	一一五	無糖減糖康人血漿基 準	四〇六	三二二	船舶保険法九條第 一項による船舶所有 者の組織する団体指 定に関する法律による 社会福祉主事の設置 に關する法律による 養老機關規則第一 條による指定改正 薬品配給規則第一 條による指定改正	三六八	肥料の登録 肥料規格 農林省 食糧管理法の施行に 關する件改正 官林簿の名称、位置 及び管轄区域の指定 についで、改正及 び水産動物油の日本 農林規格	三六八
一三四〇	第十回三菱銀行室 定期預金の細目等	四三三	一一六	無糖減糖康人血漿基 準	四〇六	三二二	連合国軍要員健康保 険組合主たる事務所 の所在地変更	三六八	海上保安庁の船舶の 検査規則	三六八
一三四一	浜田市信用組合制 増金附帯と定期貯金 の細目等	四三三	一一七	無糖減糖康人血漿基 準	四〇六	三二二	連合国軍要員健康保 険組合主たる事務所 の所在地変更	三六八		
一三四二	結城信用組合等々 定期貯金の細目等	四三三	一一八	無糖減糖康人血漿基 準	四〇六	三二二	連合国軍要員健康保 険組合主たる事務所 の所在地変更	三六八		
一三四三	日本無糖乳十回 室來定期預金の細目 等	四三三	一一九	無糖減糖康人血漿基 準	四〇六	三二二	連合国軍要員健康保 険組合主たる事務所 の所在地変更	三六八		
一三四四	第三回入市市信用 組合定期貯金「ユニ 」定期貯金の細目等	四三三	一二〇	無糖減糖康人血漿基 準	四〇六	三二二	連合国軍要員健康保 険組合主たる事務所 の所在地変更	三六八		
一三四五	外國為替管理令第 十一條第一項の大蔵 大臣の許可を受けな いで外國へ向けた支 拂をするのができな い場合指定	四三三	一二一	無糖減糖康人血漿基 準	四〇六	三二二	連合国軍要員健康保 険組合主たる事務所 の所在地変更	三六八		
一三四六	株式会社合資商工 銀行に關する事項の 改正(第三十二回)中 改正	四三三	一二二	無糖減糖康人血漿基 準	四〇六	三二二	連合国軍要員健康保 険組合主たる事務所 の所在地変更	三六八		
一三三七	通關検査官 職責に關する事項の 改正(第三十二回)中 改正	四三三	一二三	無糖減糖康人血漿基 準	四〇六	三二二	連合国軍要員健康保 険組合主たる事務所 の所在地変更	三六八		
一三三六	昭和二十五年蝦支米 の等級に於ける主要食 糧検査規格に定める もの外あたりに設 けた五等の設置地域 及び検査規格	四三三	一二四	無糖減糖康人血漿基 準	四〇六	三二二	連合国軍要員健康保 険組合主たる事務所 の所在地変更	三六八		
一三三五	肥料の登録 肥料規格 農林省 食糧管理法の施行に 關する件改正 官林簿の名称、位置 及び管轄区域の指定 についで、改正及 び水産動物油の日本 農林規格	四三三	一二五	無糖減糖康人血漿基 準	四〇六	三二二	連合国軍要員健康保 険組合主たる事務所 の所在地変更	三六八		
一三三四	海上保安庁の船舶の 検査規則	四三三	一二六	無糖減糖康人血漿基 準	四〇六	三二二	連合国軍要員健康保 険組合主たる事務所 の所在地変更	三六八		

四〇七	名古屋中央郵便局貯金局内分室設置	二五八	●電気通信省	二八五	あてに関する件設定	二〇八	川崎市計画公園
四〇八	本江簡易郵便局等設置	二五九	八尾電報電話局改称	二八六	旧件廃止	一九	変更
四〇九	白河郵便局保線分室	二六〇	白鶴九無線電報取扱所等廃止	二八七	水底電線の線路区域(愛媛県)	二〇九	横須賀特別都市計画
四一〇	花巻郵便局保線分室	二六一	地方電氣通信用所設置等に関する件	二八八	宇治電報電話局設置	一九〇	橋本特別都市計画
四一一	函案文字挿入通信日	二六二	地方電氣通信用所及び地方電氣通信用管理所の設置等に関する件	二八九	宇治電報電話局設置等	一九一	街路追加及び同事業並びにその執行年度
四一二	水本野郵便局改称	二六三	地方電氣通信用取扱局の設置等に関する件	二九〇	水底電線の線路区域(愛媛県)	一九二	湯河原都市計画
四一三	熊木野郵便局移転	二六四	水底電線の線路区域(北海道)	二九一	水底電線の線路区域(愛媛県)	一九三	泉佐野都市計画
四一四	若小牧郵便局改称	二六五	水底電線の増設等(北海道)	二九二	大阪等特別都市計画地域及び豊中等都市計画地域追加指定	一九四	追加
四一五	本郷森川町郵便局一時閉鎖	二六六	水底電線の線路区域(三重県)	二九三	同右(山口県)	一九五	泉佐野都市計画
四一六	浜松郵便局小包保険分室設置	二六七	水底電線の線路区域(三重県)	二九四	同右(兵庫県)	一九六	同右
四一七	灘郵便局郵便局事務所内分室設置	二六八	同右(長崎県)	二九五	本邦とアメリカ合衆国との間に発着する国際空変電報の取扱開始	一九七	同右
四一八	中足寄郵便局移転	二六九	東京函電電話局と韓国京城との間に直通無線電話連絡設備	二九六	東京函電電話局と韓国京城との間に直通無線電話連絡設備の取扱開始	一九八	同右
四一九	豊川郵便局郵便局等改称	二七〇	水底電線の線路区域(和歌山県)	二九七	積須賀電報電話局イー・エム・クラブ内分室設置	一九九	同右
四二〇	門司郵便局移転	二七一	同右(三重県)	二九九	千葉電中維新等設置	二〇〇	同右
四二一	函案及び切手券の発売をしない國の件中改正	二七二	同右(宮城県)	三〇〇	同右	二〇一	同右
四二二	函案文字挿入通信日	二七三	同右(高知県)	三〇一	同右	二〇二	同右
四二三	附印使用の件に追加	二七四	同右(山口県)	三〇二	同右	二〇三	同右
四二四	二田郵便局発行	二七五	同右(広島県)	三〇三	同右	二〇四	同右
四二五	札幌第一條西郵便局等改称	二七六	同右(長崎県)	三〇四	同右	二〇五	同右
四二六	青森郵便局保線分室移転	二七七	同右(福岡県)	三〇五	同右	二〇六	同右
四二七	函案文字挿入通信日	二七八	安宿郵便局に電話通話事務開始	三〇六	同右	二〇七	同右
四二八	附印使用の件に追加	二七九	水底電線の線路区域(長崎県)	三〇七	同右	二〇八	同右
四二九	小切手の受入を取り扱ふ郵便物の件に追加	二八〇	同右(鹿児島県)	三〇八	同右	二〇九	同右
四三〇	郵便電報・電気通信省の件	二八一	同右(鹿児島県)	三〇九	同右	二一〇	同右
四三一	郵便電報・電気通信省の件	二八二	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二一一	同右
四三二	郵便電報・電気通信省の件	二八三	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二一二	同右
四三三	郵便電報・電気通信省の件	二八四	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二一三	同右
四三四	郵便電報・電気通信省の件	二八五	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二一四	同右
四三五	郵便電報・電気通信省の件	二八六	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二一五	同右
四三六	郵便電報・電気通信省の件	二八七	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二一六	同右
四三七	郵便電報・電気通信省の件	二八八	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二一七	同右
四三八	郵便電報・電気通信省の件	二八九	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二一八	同右
四三九	郵便電報・電気通信省の件	二九〇	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二一九	同右
四四〇	郵便電報・電気通信省の件	二九一	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二二〇	同右
四四一	郵便電報・電気通信省の件	二九二	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二二一	同右
四四二	郵便電報・電気通信省の件	二九三	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二二二	同右
四四三	郵便電報・電気通信省の件	二九四	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二二三	同右
四四四	郵便電報・電気通信省の件	二九五	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二二四	同右
四四五	郵便電報・電気通信省の件	二九六	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二二五	同右
四四六	郵便電報・電気通信省の件	二九七	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二二六	同右
四四七	郵便電報・電気通信省の件	二九八	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二二七	同右
四四八	郵便電報・電気通信省の件	二九九	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二二八	同右
四四九	郵便電報・電気通信省の件	三〇〇	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二二九	同右
四五〇	郵便電報・電気通信省の件	三〇一	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二三〇	同右
四五一	郵便電報・電気通信省の件	三〇二	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二三一	同右
四五二	郵便電報・電気通信省の件	三〇三	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二三二	同右
四五三	郵便電報・電気通信省の件	三〇四	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二三三	同右
四五四	郵便電報・電気通信省の件	三〇五	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二三四	同右
四五五	郵便電報・電気通信省の件	三〇六	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二三五	同右
四五六	郵便電報・電気通信省の件	三〇七	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二三六	同右
四五七	郵便電報・電気通信省の件	三〇八	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二三七	同右
四五八	郵便電報・電気通信省の件	三〇九	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二三八	同右
四五九	郵便電報・電気通信省の件	三一〇	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二三九	同右
四六〇	郵便電報・電気通信省の件	三一一	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二四〇	同右
四六一	郵便電報・電気通信省の件	三一二	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二四一	同右
四六二	郵便電報・電気通信省の件	三一三	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二四二	同右
四六三	郵便電報・電気通信省の件	三一四	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二四三	同右
四六四	郵便電報・電気通信省の件	三一五	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二四四	同右
四六五	郵便電報・電気通信省の件	三一六	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二四五	同右
四六六	郵便電報・電気通信省の件	三一七	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二四六	同右
四六七	郵便電報・電気通信省の件	三一八	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二四七	同右
四六八	郵便電報・電気通信省の件	三一九	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二四八	同右
四六九	郵便電報・電気通信省の件	三二〇	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二四九	同右
四七〇	郵便電報・電気通信省の件	三二一	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二五〇	同右
四七一	郵便電報・電気通信省の件	三二二	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二五一	同右
四七二	郵便電報・電気通信省の件	三二三	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二五二	同右
四七三	郵便電報・電気通信省の件	三二四	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二五三	同右
四七四	郵便電報・電気通信省の件	三二五	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二五四	同右
四七五	郵便電報・電気通信省の件	三二六	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二五五	同右
四七六	郵便電報・電気通信省の件	三二七	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二五六	同右
四七七	郵便電報・電気通信省の件	三二八	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二五七	同右
四七八	郵便電報・電気通信省の件	三二九	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二五八	同右
四七九	郵便電報・電気通信省の件	三三〇	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二五九	同右
四八〇	郵便電報・電気通信省の件	三三一	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二六〇	同右
四八一	郵便電報・電気通信省の件	三三二	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二六一	同右
四八二	郵便電報・電気通信省の件	三三三	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二六二	同右
四八三	郵便電報・電気通信省の件	三三四	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二六三	同右
四八四	郵便電報・電気通信省の件	三三五	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二六四	同右
四八五	郵便電報・電気通信省の件	三三六	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二六五	同右
四八六	郵便電報・電気通信省の件	三三七	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二六六	同右
四八七	郵便電報・電気通信省の件	三三八	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二六七	同右
四八八	郵便電報・電気通信省の件	三三九	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二六八	同右
四八九	郵便電報・電気通信省の件	三四〇	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二六九	同右
四九〇	郵便電報・電気通信省の件	三四一	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二七〇	同右
四九一	郵便電報・電気通信省の件	三四二	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二七一	同右
四九二	郵便電報・電気通信省の件	三四三	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二七二	同右
四九三	郵便電報・電気通信省の件	三四四	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二七三	同右
四九四	郵便電報・電気通信省の件	三四五	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二七四	同右
四九五	郵便電報・電気通信省の件	三四六	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二七五	同右
四九六	郵便電報・電気通信省の件	三四七	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二七六	同右
四九七	郵便電報・電気通信省の件	三四八	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二七七	同右
四九八	郵便電報・電気通信省の件	三四九	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二七八	同右
四九九	郵便電報・電気通信省の件	三五十	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二七九	同右
五〇〇	郵便電報・電気通信省の件	三四一	同右(鹿児島県)	三一〇	同右	二八〇	同右

●電気通信省
 ●建設省
 ●農林省
 ●内務省
 ●逓信省
 ●文部省
 ●厚生省
 ●社会省
 ●労働省
 ●自治省
 ●建設省
 ●農林省
 ●内務省
 ●逓信省
 ●文部省
 ●厚生省
 ●社会省
 ●労働省
 ●自治省

●同右 新教育通信学会等 三二〇六
●同右 青木一夫等 三二〇七
●同右 晴野誠道等 三二〇八
●同右 三二〇九
●同右 三二一〇
●同右 三二一一
●同右 三二一二
●同右 三二一三
●同右 三二一四
●同右 三二一五
●同右 三二一六
●同右 三二一七
●同右 三二一八
●同右 三二一九
●同右 三二二〇
●同右 三二二一
●同右 三二二二
●同右 三二二三
●同右 三二二四
●同右 三二二五
●同右 三二二六
●同右 三二二七
●同右 三二二八
●同右 三二二九
●同右 三二三〇

●秋田県農水産物検査條例 三三二九
●秋田県林産物検査條例 三三三〇
●山口県 三三三〇
●水産部及び林務部設置 三三三八
●公共企業体事項
●北海 道 二二九三
●英会、集行進及び集団示威運動に関する條例(札幌市) 三三〇八

●再審判決 吉田嘉勝 三二五一
●最高裁判所 マスク 三二〇六
●日本乘務規則定(防ジツ) 三二〇六
●地方自治事項 三二〇二

三〇七 旅券及び荷物運送規則 三二二五
三〇八 東北本線における停車場のキヤノー部変更 三二二六
三〇九 糸田線豊前大津停車場における乗務員の取扱開始 三二二七
三〇〇 連絡運送規則中改正 三二二八

大蔵省公告 二二二二
●昭和二十六年度第一次回定公庫の発定票額 二二二二
●公庫會計士試験第三次試験の合格者 二二二二
●財産險による建物建物の敷金所有者へお知らせ 二二二三
●第二次特別公認會計士試験の合格者 二二二四

文部省公告 三三三〇
●著作権登録簿 英國社会史等 三三三〇
●同右 ソーベツク等 三三三一
●同右 たくさんのおさま 三三三二
●同右 T.V.A.少年等 三三三三
●昭和二十六年度科学研究補助金等の交付申請受付公告 三三三三

●日本乗務規則定(防ジツ) 三二〇六
●地方自治事項 三二〇二
●北海 道 二二九三
●英会、集行進及び集団示威運動に関する條例(札幌市) 三三〇八

●秋田県農水産物検査條例 三三二九
●秋田県林産物検査條例 三三三〇
●山口県 三三三〇
●水産部及び林務部設置 三三三八
●公共企業体事項
●北海 道 二二九三
●英会、集行進及び集団示威運動に関する條例(札幌市) 三三〇八

●住宅金融公庫公示 三三二九
●住宅金融公庫法に基く標準建設費改正 三三三〇
●同法に基く一団地に建設される房外附帯設備の標準建設費中改正 三三三一
●昭和二十五年六月住宅金融公庫公示第二号中改正 三三三二

文部省公告 三三三〇
●著作権登録簿 英國社会史等 三三三〇
●同右 ソーベツク等 三三三一
●同右 たくさんのおさま 三三三二
●同右 T.V.A.少年等 三三三三
●昭和二十六年度科学研究補助金等の交付申請受付公告 三三三三

通商産業省公告 三三三三
●昭和二十五年年度保存技術職員国家試験の試験科目等 三三三三
●特別録音復旧臨時措置法第二十四條第二項による石炭一トン当りの金額 三三三四
●右同法による特別録音および被指定者 三三三五

●日本乗務規則定(防ジツ) 三二〇六
●地方自治事項 三二〇二
●北海 道 二二九三
●英会、集行進及び集団示威運動に関する條例(札幌市) 三三〇八

●秋田県農水産物検査條例 三三二九
●秋田県林産物検査條例 三三三〇
●山口県 三三三〇
●水産部及び林務部設置 三三三八
●公共企業体事項
●北海 道 二二九三
●英会、集行進及び集団示威運動に関する條例(札幌市) 三三〇八

●住宅金融公庫公示 三三二九
●住宅金融公庫法に基く標準建設費改正 三三三〇
●同法に基く一団地に建設される房外附帯設備の標準建設費中改正 三三三一
●昭和二十五年六月住宅金融公庫公示第二号中改正 三三三二

建設省公告 三三三三
●土地収用公告第二十号起業者建設大臣 一六六一
●昭和二十五年建築主事資格検定公告 三三三三
●土地収用公告第二十一号起業者建設大臣 一六六一

建設省公告 三三三三
●土地収用公告第二十号起業者建設大臣 一六六一
●昭和二十五年建築主事資格検定公告 三三三三
●土地収用公告第二十一号起業者建設大臣 一六六一

●日本乗務規則定(防ジツ) 三二〇六
●地方自治事項 三二〇二
●北海 道 二二九三
●英会、集行進及び集団示威運動に関する條例(札幌市) 三三〇八

●秋田県農水産物検査條例 三三二九
●秋田県林産物検査條例 三三三〇
●山口県 三三三〇
●水産部及び林務部設置 三三三八
●公共企業体事項
●北海 道 二二九三
●英会、集行進及び集団示威運動に関する條例(札幌市) 三三〇八

●住宅金融公庫公示 三三二九
●住宅金融公庫法に基く標準建設費改正 三三三〇
●同法に基く一団地に建設される房外附帯設備の標準建設費中改正 三三三一
●昭和二十五年六月住宅金融公庫公示第二号中改正 三三三二

建設省公告 三三三三
●土地収用公告第二十号起業者建設大臣 一六六一
●昭和二十五年建築主事資格検定公告 三三三三
●土地収用公告第二十一号起業者建設大臣 一六六一

建設省公告 三三三三
●土地収用公告第二十号起業者建設大臣 一六六一
●昭和二十五年建築主事資格検定公告 三三三三
●土地収用公告第二十一号起業者建設大臣 一六六一

●日本乗務規則定(防ジツ) 三二〇六
●地方自治事項 三二〇二
●北海 道 二二九三
●英会、集行進及び集団示威運動に関する條例(札幌市) 三三〇八

●秋田県農水産物検査條例 三三二九
●秋田県林産物検査條例 三三三〇
●山口県 三三三〇
●水産部及び林務部設置 三三三八
●公共企業体事項
●北海 道 二二九三
●英会、集行進及び集団示威運動に関する條例(札幌市) 三三〇八

●住宅金融公庫公示 三三二九
●住宅金融公庫法に基く標準建設費改正 三三三〇
●同法に基く一団地に建設される房外附帯設備の標準建設費中改正 三三三一
●昭和二十五年六月住宅金融公庫公示第二号中改正 三三三二

建設省公告 三三三三
●土地収用公告第二十号起業者建設大臣 一六六一
●昭和二十五年建築主事資格検定公告 三三三三
●土地収用公告第二十一号起業者建設大臣 一六六一

建設省公告 三三三三
●土地収用公告第二十号起業者建設大臣 一六六一
●昭和二十五年建築主事資格検定公告 三三三三
●土地収用公告第二十一号起業者建設大臣 一六六一